

(お知らせ)

## 農用地土壌汚染に係る細密調査結果及び対策の概要

平成16年10月8日(金)  
 環境省環境管理局水環境部土壌環境課  
 課長： 鍋木 儀郎 (内線6650)  
 課長補佐： 龍口 浩司 (内線6653)  
 担当： 池内 審嗣 (内線6654)

環境省では、農用地の土壌が汚染されている地域の周辺及び汚染のおそれがある地域を対象として都道府県が平成15年度に行った細密調査の結果と、平成15年度までに実施された農用地土壌汚染対策の状況について取りまとめました。

### 【主なポイント】

平成15年度の細密調査の結果、カドミウムについて汚染地域周辺の1地域、銅について汚染のおそれがある1地域で、対策地域の指定要件基準値(以下、単に基準値という。)以上の汚染が検出されました。

平成15年度末の対策事業等完了面積は6,308haであり、基準値以上検出地域面積の87.3%が対策事業等を完了しています。

### 概要

環境省では、毎年、農用地の土壌汚染の調査結果と土壌汚染対策の進捗状況を取りまとめて公表しております。農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止することを目的とした各般の措置が講じられております。今回、都道府県が平成15年度に実施した特定有害物質による農用地の土壌汚染の実態を明らかにするための細密調査の結果と、汚染土壌についての客土等の対策の進捗状況について、とりまとめを行いました。

### 平成15年度細密調査結果

平成15年度細密調査は、農用地の土壌が汚染されている地域の周辺地域であって汚染範囲の確定のための調査が必要であるところ及び汚染のおそれがある地域を対象として、9地域の1,308haについて行われました。その結果、カドミウムについて1地域、銅について1地域で、基準値以上の汚染が検出されました。カドミウムについて基準超過した地域では、本年度も調査を継続して汚染地域の範囲を特定するなどの対策が進められます。銅については、基準値超過地点での生育障害は見られていません。

(平成15年度の調査対象地域等)

特定有害物質	調査を実施した地域			左記のうち基準値以上検出した地域			汚染面積
	地域数	調査点数	調査面積	地域数	調査点数	うち超過点数	
カドミウム	9地域	325点	1,308 ha	1地域	59点	1点	1.8ha
銅	2地域	12点	27 ha	1地域	7点	2点	1.4ha
砒素	1地域	1点	0.5 ha	0地域	0点	0点	0ha

注) 基準値：カドミウムについては玄米中1.0mg/kg、銅については土壌中125mg/kg、砒素については土壌中15mg/kg

## ・基準値以上の特定有害物質が検出された地域における対策の状況

### 1．平成15年度の対策地域の指定、対策計画の策定及び対策地域の指定解除の状況

#### (1) 対策地域として指定された地域

追加指定 群馬県 渡良瀬川流域地域 (銅 : 1.2 ha)

#### (2) 対策計画が策定された地域

秋田県 板屋五騎地域 (カドミウム: 8.5 ha)

#### (3) 対策地域の指定が解除された地域

(カドミウム: 498.6 ha)

全部解除 秋田県 鹿角地域 (カドミウム: 26.7 ha)

" 比内地域 (カドミウム: 3.4 ha)

一部解除 富山県 神通川流域地域(左岸) (カドミウム: 184.4 ha)

" 神通川流域地域(右岸) (カドミウム: 73.6 ha)

秋田県 福島・北原地域 (カドミウム: 210.5 ha)

注) ( )内は、該当地域の地域指定等の面積及び特定有害物質

### 2．農用地土壌汚染対策事業の進捗状況(平成15年度末現在)

基準値以上の特定有害物質が検出された地域の累計面積は、平成15年度末現在で7,228 haになります。このうち、対策地域の指定がなされた地域の累計面積は6,276ha、対策事業が完了している面積は5,682haになります。また、別途都道府県による単独事業等によって対策が完了している地域が累計で626haあり、これを加えると基準値以上検出地域の累計面積の87.3%(6,308ha)が対策事業等を完了しています。

平成15年度農用地土壤汚染防止対策  
細密調査結果の取りまとめ

平成16年10月

環境省環境管理局水環境部

## は じ め に

農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去等の必要な処置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、又は、農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とした「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（以下「農用地土壌汚染防止法」という。）が昭和45年12月に制定され、昭和46年6月から施行されています。

農用地土壌汚染防止法に基づく特定有害物質としてカドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物が指定されており、これらによる土壌汚染の実態を把握し、農用地土壌汚染防止法に基づく農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の指定、農用地土壌汚染対策計画（以下「対策計画」という。）の策定等の土壌汚染対策の推進に資するため、関係都道府県において、国の助成により農用地土壌汚染防止対策細密調査（以下「細密調査」という。）を実施してきているところがあります。

調査結果については、逐次都道府県知事により公表されているところではありますが、この度、平成15年度において実施された全国の細密調査結果を環境省において取りまとめましたので公表いたします。

なお、調査結果の取りまとめに当たっては、平成15年度において実施された国庫補助事業による細密調査結果のほか、都道府県単独事業による細密調査に準ずる調査の結果もあわせて取りまとめました。

平成16年10月

環境省環境管理局水環境部

## 農用地土壤汚染防止対策細密調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、農用地の土壤等に含まれるカドミウム等の特定有害物質の量及び農作物の障害の程度等の実態を把握することにより、農用地土壤汚染防止法に基づく対策地域の指定、対策計画の策定等の土壤汚染対策の推進に資するものです。

### 2 調査の実施主体

この調査の実施主体は都道府県です。

### 3 調査対象地域

調査対象地域は、特定有害物質が土壤に含まれることに起因して、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されると認められる地域、又はそれらのおそれのある地域です。

### 4 調査の内容

調査対象地域については、概況調査及び精密調査を実施します。

#### (1) 概況調査

調査対象地域の概況等につき調査するものです。

#### (2) 精密調査

概況調査の結果を参考に、調査対象地域について農用地面積おおむね2.5ヘクタールに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場において農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壤及び農作物を採取して、その中に含まれる特定有害物質等の量の分析測定調査を行うものです。

なお、土壤及び農作物に含まれるカドミウムの分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」（昭和46年農林省令第47号）、土壤に含まれる銅の分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令」（昭和47年総理府令第66号）、土壤に含まれる砒素の分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令」（昭和50年総理府令第31号）によります。

## 平成15年度農用地土壌汚染防止対策細密調査結果

### 1 調査実施地域

平成15年度においては、カドミウム、銅または砒素<sup>ひ</sup>によって土壌が汚染されている地域の周辺地域であって汚染範囲の確定のための調査が必要であるところ及び汚染のおそれがある地域を対象として、全国3県9地域<sup>ひ</sup>1,308haにおいて実施されました。カドミウムについては全ての調査地域において調査され、銅については調査地域のうち2地域において、砒素<sup>ひ</sup>については同じく1地域において調査されました。

なお、上記調査には平成15年度において実施された国庫補助事業による細密調査（850ha。「土壌汚染防止対策事業（農用地土壌汚染防止対策調査）実施要領」（平成10年4月28日付け環水規第145号）に基づく調査）のほか、都道府県単独事業による細密調査に準じた調査（458ha）があります。

### 2 調査結果の概要

調査実施地域内の農用地の農作物（玄米）及び土壌について分析測定調査が行われましたが、その概要は次のとおりです。

#### (1) カドミウムに係る調査

9調査地域の面積1,308haを対象とした325調査地点について、玄米中のカドミウム濃度の調査が実施され、その結果、汚染地域の周辺地域のうち1地域でカドミウムの濃度が1.0mg/kg以上の玄米が検出され、その値は1.04mg/kgでした。

なお、平成15年度に、新たな汚染地域として確認された地域はありませんでした。

また、土壌中のカドミウム濃度については、上記調査地域のうち8地域、147地点で調査が実施され、最高値は12.28mg/kgでした。

#### (2) 銅に係る調査

2調査地域の面積27haを対象とした12調査地点について、土壌中の銅の濃度の調査が実施され、その結果、汚染のおそれがあるため調査した1地域で土壌中の銅の濃度が125mg/kg以上検出され、同地域の3検体<sup>ひ</sup>のうち最高値は313mg/kgでした。同地域で銅による生育障害はみられていません。

#### (3) 砒素<sup>ひ</sup>に係る調査

1調査地域の面積0.5haを対象とした1調査地点について、土壌中の砒素<sup>ひ</sup>の濃度の調査が実施されました。その結果、砒素<sup>ひ</sup>の濃度が15mg/kg以上検出された地点はありませんでした。

### 3 調査結果の総括表

事 項	全 国 計	左 の 内 訳		備 考
		国庫補助調査によるもの	都道府県単独調査によるもの	
(1) カドミウムに係る調査				
調査実施都道府県数	3	2	1	
調査実施地域数	9	8	1	
調査対象面積	1,308 ha	850 ha	458 ha	
玄米1kgにつき1mg以上のカドミウムが検出された地域数	1	1	0	
玄米中のカドミウム濃度の最高値	1.04 mg/kg	1.04 mg/kg	0.50 mg/kg	
土壌中のカドミウム濃度の最高値	12.28 mg/kg	12.28 mg/kg	-	
(2) 銅に係る調査				
調査実施都道府県数	1	1	該当なし	
調査実施地域数	2	2		
調査対象面積	27 ha	27 ha		
銅125ppm以上の土壌が検出された地域数	1	1		
土壌中の銅濃度の最高値	313 mg/kg	313 mg/kg		
(3) 砒素に係る調査				
調査実施都道府県数	1	1	該当なし	
調査実施地域数	1	1		
調査対象面積	0.5 ha	0.5 ha		
砒素15ppm以上の土壌が検出された地域数	0	0		
土壌中の砒素濃度の最高値	0.64 mg/kg	0.64 mg/kg		

4 基準値以上検出地域一覧表

( 1 ) 玄米 1 kgにつきカドミウム 1 mg以上検出地域

番号	都道府県名	地域名	調査対象市町村名	調査対象面積	玄米調査点数	うち玄米1kgにつき カドミウム1mg以上検出 点数	備考
1	秋田	平鹿	横手市・平鹿郡増田町・平鹿町・千文字町	127 ha	59 点	1 点	(注) 市町村名欄の下線付き市町村は基準値以上検出された市町村を表す
計				127	59	1	

( 2 ) 土壌 1 kgにつき銅125mg以上検出地域

番号	都道府県名	地域名	調査対象市町村名	調査対象面積	土壌調査点数	うち土壌1kgにつき 銅125mg以上検出 点数	備考
1	山形	上満沢背坂川流域	最上郡最上町	10 ha	7	3 点	
計				10	7	3	

( 3 ) 土壌 1 kgにつき<sup>ひ</sup>砒素15mg以上検出地域  
該当なし



(参考) 農用地土壤汚染防止法に基づく対策

食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準においては玄米に含まれるカドミウムは、米 1 kgにつき 1 mg未満でなければならないこととされており、これをうけて農用地土壤汚染防止法においては、米 1 kgにつき 1 mg以上のカドミウムを含む米が生産生産されると認められる地域及びそのおそれが著しいと認められる地域を対策地域として指定して計画的な対策を講ずることとしています。

銅及び砒素については、農作物等の生育阻害を防止する観点から、農用地土壤汚染防止法に基づき土壤中の銅の濃度が土壌 1 kgにつき125mg以上である地域及び土壤中の砒素の濃度が土壌 1 kgにつき15mg以上である地域を、それぞれ対策地域として指定して計画的な対策を講ずることとしています。

**[ 參考資料 ]**

## **調查結果一覽表**

(1) カドミウムに係る調査結果

都道府名	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積	玄米中のカドミウム					土壌中のカドミウム				調査の種類
				調査点数	うち1.0mg/kg以上の点数	最高値	最低値 <sub>1</sub>	平均値	調査点数	最高値	最低値	平均値	
秋田	鹿角	鹿角市、鹿角郡小坂町	270	82	0	0.96	<0.05	0.11	34	4.54	0.54	1.50	2 国補
	北秋田	大館市、北秋田郡鷹巣町・比内町・田代町・阿仁町・森吉町	161	70	0	0.57	<0.05	0.11	43	12.28	0.47	1.73	〃
	山本	能代市、山本郡二ツ井町・藤里町・八森町	113	38	0	0.44	<0.05	0.14	14	2.00	0.30	0.91	〃
	仙北	仙北郡西仙北町・角館町・協和町・仙北町	111	39	0	0.74	<0.05	0.26	16	2.05	0.18	0.80	〃
	平鹿	横手市、平鹿郡増田町・平鹿町・十文字町	127	59	1	1.04	<0.05	0.21	12	1.80	0.27	0.84	〃
	雄勝	湯沢市、雄勝郡稲川町・羽後町	41	16	0	0.60	<0.05	0.10	16	1.60	0.07	0.52	〃
山形	上満沢 背坂川流域	最上郡最上町	10	7	0	0.18	0.03	0.08	7	5.51	0.44	2.09	〃
	西大鳥	東田川郡朝日村	17	5	0	0.56	0.04	0.22	5	0.93	0.20	0.64	〃
兵庫	生野鉾山 周辺	朝来郡朝来町・生野町 神崎郡市川町・福崎町・香寺町 養父郡大屋町	458	9	0	0.50	0.02	0.14	-	-	-	-	3 県単
計			1,308	325	1	1.04	0.02	0.15	147	12.28	0.07	1.27	

1：秋田県については検出限界を0.05mg/kgとしているため、全国最低値の集計からは除外した。

2：「国補」とは、国庫補助による調査結果である。

3：「県単」とは、都道府県単独で行った調査結果である。

(2) 銅に係る調査結果

都道府 県名	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積	土 壌 中 の 銅					調査の 種 類
				調査地点	≥125mg/kg 以上の点数	最高値	最低値	平均値	
山 形	上 満 沢 背坂川流域	最上郡最上町	10 ha	7 点	3 点	313 mg/kg	21 mg/kg	149 mg/kg	1 国 補
		東田川郡朝日村	17	5	0	24	2	15	"
計			27	12	3	313	2	93	

1 : 「国補」とは、国庫補助による調査結果である。

(3) 砒素に係る調査結果

都道府 県名	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積	土 壌 中 の 砒 素					調査の 種 類
				調査地点	≥15mg/kg 以上の点数	最高値	最低値	平均値	
山 形	上 満 沢 背坂川流域	最上郡最上町	0.5 ha	1 点	0 点	0.64 mg/kg	0.64 mg/kg	0.64 mg/kg	1 国 補
計			0.5	1	0	0.64	0.64	0.64	

1 : 「国補」とは、国庫補助による調査結果である。

# 農用地土壤汚染防止対策の概要

平成16年10月

環境省環境管理局水環境部

# 1 概要

- ( 1 ) 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(以下「法」という。)に定められた特定有害物質が基準値(カドミウム：玄米 1 kgにつき 1 mg、銅：土壌 1 kgにつき 125mg、砒素：土壌 1 kgにつき 15mg )以上検出された地域の累計は133地域、7,228haとなっています。

これを特定有害物質別にみると、

カドミウム関連地域は	95地域	： 6,686ha
銅関連地域は	37地域	： 1,405ha
砒素関連地域は	14地域	： 391ha

となっています。

- ( 2 ) これらの基準値以上検出地域のうち、法に基づく対策地域として指定されたのは、累計で68地域、6,276haです。

このうち対策計画が策定された地域は6,190haとなっています。

なお、未指定の地域は326haです。

対策計画を策定中の地域は86haです。

- ( 3 ) 対策計画が策定された68地域、6,190haのうち、これまで国の助成に係る対策事業等が完了した地域は、5,682haであり、そのうち再汚染のおそれがないとして指定が解除された地域は、5,337haとなっています。

- ( 4 ) 以上から、現時点における指定地域は853haで、このうち対策計画に基づき事業実施中の地域が508ha、対策事業は完了しているが指定解除に至っていない地域が345haとなっています。

- ( 5 ) 平成15年度末時点で、基準値以上の特定有害物質が検出された面積(7,228ha)のうち、対策事業完了面積は6,308ha(国庫補助事業等：5,682ha、県単独事業等：626ha)であり、その割合は87.3%となります。

## 2 基準値以上検出地域における農用地土壌汚染対策の状況

### (1) 平成15年度の対策地域の指定、対策計画の策定及び対策地域の指定解除の状況

#### ア 対策地域として指定された地域

追加指定 群馬県 渡良瀬川流域地域 (銅 1.2 ha)

#### イ 対策計画が策定された地域

秋田県 板屋五騎地域 (カドミウム 8.5 ha)

#### ウ 対策地域の指定が解除された地域

(カドミウム 498.6 ha)

全部解除 秋田県 鹿角地域 (カドミウム: 26.7 ha)

〃 比内地域 (カドミウム: 3.4 ha)

部分解除 富山県 神通川流域(左岸)地域 (カドミウム: 184.4 ha)

〃 神通川流域(右岸)地域 (カドミウム: 73.6 ha)

秋田県 福島・北原地域 (カドミウム: 210.5 ha)

注) ( )内は、当該地域の地域指定等の面積及び特定有害物質です。

# 表 1 農用地土壌汚染対策の進捗状況

(平成15年度末現在)

特定有害 物質	基準値以上の汚染が検出された地域																																																			
	対策地域に指定された地域								県単独 事業等 完了 地域	未指定 地域																																										
	対策計画が策定された地域				対策事業 実施中 地域	対策計画 未策定 地域																																														
	対策事業が完了した地域		指定解除 地域	未解除 地域																																																
面積	地域数	面積			地域数	面積	地域数	面積	地域数	面積	地域数																																									
カドミウム	6,686 ha	95	6,128 ha	59	6,041 ha	59	5,537 ha	58	5,255 ha	54	282 ha	9	504 ha	12	87 ha	2	375 ha	50	183 ha	20																																
	1,405 ha	37	1,225 ha	12	1,224 ha	12	1,195 ha	12	1,116 ha	11	79 ha	2	29 ha	2	1 ha	1	99 ha	21	81 ha	9																																
砒素	391 ha	14	164 ha	7	164 ha	7	164 ha	7	84 ha	5	80 ha	2	- ha	-	- ha	-	159 ha	7	68 ha	6																																
	7,228 ha	133	6,276 ha	68	6,190 ha	68	5,682 ha	67	5,337 ha	61	345 ha	11	508 ha	13	86 ha	2	626 ha	76	326 ha	34																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="17" style="text-align: right;">対策事業等完了面積 ( = + )</td> <td>6,308 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="17" style="text-align: right;">対策進捗率 ( = / × 100 )</td> <td>87.3 %</td> </tr> </table>																	対策事業等完了面積 ( = + )																	6,308 ha	対策進捗率 ( = / × 100 )																	87.3 %
対策事業等完了面積 ( = + )																	6,308 ha																																			
対策進捗率 ( = / × 100 )																	87.3 %																																			

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1)「基準値以上検出地域」は、平成15年度までの細密調査等の結果によるものです。
- (2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためです。
- (3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためです。
- (4)「対策計画策定地域の事業完了」及び「県単独事業等完了地域」には、他用途転用面積を含みます。
- (5)「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域です。



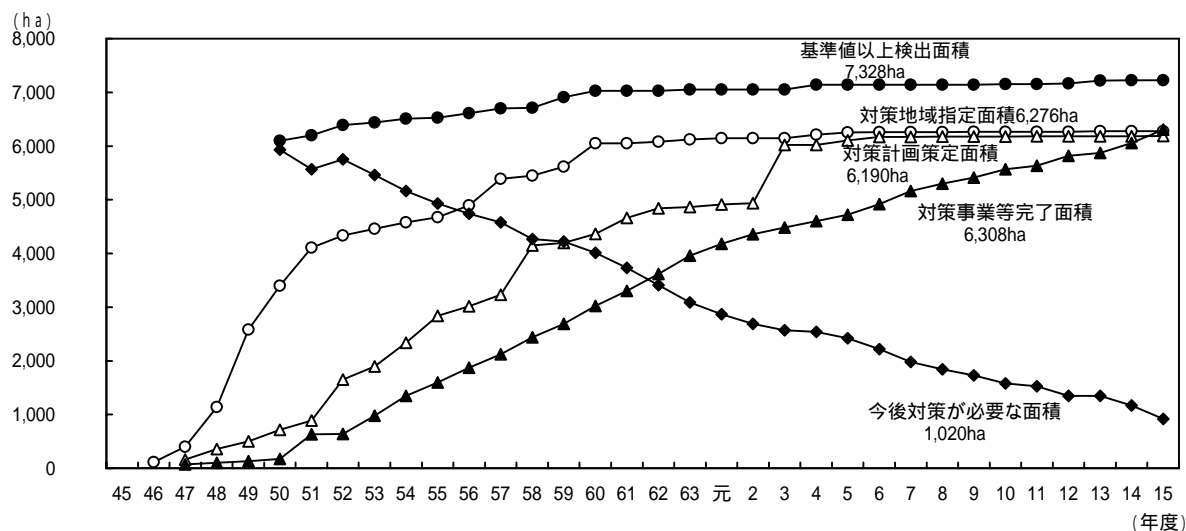
## 表2 年度別対策事業完了等面積等

(単位: ha)

年度 区分	基準値以上検出	地域指定	対策計画策定	対策事業等完了		今後対策が 必要な面積
	累計面積	累計面積	累計面積	当該年度面積	累計面積	当該年度面積
45						
46		112				
47		400	164	70	70	
48		1,140	357	30	100	
49		2,579	502	30	130	
50	6,100	3,398	713	40	170	5,930
51	6,200	4,110	887	460	630	5,570
52	6,390	4,336	1,650	10	640	5,750
53	6,440	4,459	1,896	340	980	5,460
54	6,510	4,577	2,334	370	1,350	5,160
55	6,530	4,674	2,836	250	1,600	4,930
56	6,610	4,891	3,015	270	1,870	4,740
57	6,700	5,390	3,233	250	2,120	4,580
58	6,710	5,451	4,148	320	2,440	4,270
59	6,910	5,616	4,197	250	2,690	4,220
60	7,030	6,053	4,364	330	3,020	4,010
61	7,030	6,053	4,660	280	3,300	3,730
62	7,030	6,078	4,841	320	3,620	3,410
63	7,050	6,122	4,865	340	3,960	3,090
元	7,050	6,146	4,911	220	4,180	2,870
2	7,050	6,146	4,938	180	4,360	2,690
3	7,050	6,146	6,021	120	4,480	2,570
4	7,140	6,214	6,021	120	4,600	2,540
5	7,140	6,255	6,105	120	4,720	2,420
6	7,140	6,258	6,170	200	4,920	2,220
7	7,140	6,258	6,170	240	5,160	1,980
8	7,140	6,262	6,173	140	5,300	1,840
9	7,140	6,265	6,176	110	5,410	1,730
10	7,152	6,266	6,178	160	5,570	1,582
11	7,156	6,266	6,181	61	5,631	1,525
12	7,166	6,266	6,181	187	5,818	1,348
13	7,217	6,275	6,181	54	5,872	1,345
14	7,224	6,275	6,181	182	6,054	1,170
<b>15</b>	<b>7,228</b>	<b>6,276</b>	<b>6,190</b>	<b>254</b>	<b>6,308</b>	<b>920</b>

注) 対策計画策定は環境大臣が対策計画に同意した年度で集計しています。  
 対策事業等完了面積は県単独事業等による完了面積を含みます。また、昭和52年度以前は部分完了面積を含みません。

### 図1 地域指定面積、対策事業等完了面積等の推移



### 3 農用地土壌汚染対策地域の概要

(平成15年度末現在)

番 号 ( )書きは 全部解除	都道府 県 名	地 域 名	汚 染 物 質	所 在 地	指 定 面 積 (ha)		当 初 指 定 年 月 日	備 考
					全 体	未 解 除	当 初 対 策 計 画 承 認 年 月 日	
							最 終 解 除 年 月 日	
( 1 )	福 島	日曹金属(株) 会津製錬所周辺	C d	耶麻郡磐梯町	112.0	-	S47. 3. 2 S49. 6. 15 S55.11.21	全部解除
2	群 馬	碓氷川流域	C d	安中市、高崎市	139.1	29.3	S47. 4. 17 S47. 8. 11 < S58. 3. 3 >	事業実施中 < 部分解除 >
( 3 )	兵 庫	生野鉱山周辺	C d	朝来郡生野町 神崎郡大河内町	54.9	-	S47. 4. 27 S48. 1. 30 S55.11.11	全部解除
( 4 )	兵 庫	東芝電気太子 分工場周辺	C d	揖保郡太子町	22.9	-	S47. 4. 27 S51. 4. 9 S55.11.11	全部解除
5	群 馬	渡良瀬川流域	C d C u	桐生市、太田市	380.5	56.0	S47. 5. 8 S55.10. 8 < H 6. 1. 17 >	補完事業手続中 < 部分解除 >
( 6 )	長 崎	佐須川及び 椎根川流域	C d	下県郡厳原町	57.8	-	S47. 5. 18 S53.10.16 S62. 5. 11	全部解除
( 7 )	岐 阜	畑 佐	C d	郡上郡明方村	8.6	-	S47.11.28 S48.11.28 S54. 2. 13	全部解除
( 8 )	秋 田	杉沢、柳沢	C d	仙北郡西仙北町	32.2	-	S48. 2. 22 S49. 6. 24 S53.12.18	全部解除
( 9 )	愛 知	刈谷市恩田川、 下り松川、 弁天川	C d	刈谷市	164.9	-	S48. 7. 30 S49. 1. 19 S53. 3. 20	全部解除
10	富 山	黒 部	C d	黒部市	129.5	68.5	S48. 8. 9 H 3.11. 6 < H12. 8. 11 >	事業完了 < 部分解除 >
11	福 岡	大 牟 田	C d	大牟田市	123.4	123.4	S48. 8. 30 H 6. 9. 8	事業完了及び 対策計画策定中
( 12 )	長 野	中 野	C d	中野市	20.1	-	S48.10.23 S48.12.25 S52. 3. 17	全部解除
( 13 )	熊 本	関川流域	C d	荒尾市	39.0	-	S48.12.11 S56. 8. 31 H13. 5. 16	全部解除
( 14 )	秋 田	小 坂	C d C u	鹿角郡小坂町	47.9	-	S49. 2. 22 S57. 8. 13 H 5. 3. 11	全部解除
( 15 )	青 森	坪川流域	C u	上北郡天間林村	10.4	-	S49. 4. 23 S50. 8. 18 S55. 3. 21	全部解除
16	富 山	神通川流域 (左岸)	C d	富山市 婦負郡婦中町 八尾町	1,018.4	247.3	S49. 8. 27 S55.1.28(1) S58.12 .23(2) H4.1.23(3) < H15. 7. 30 >	事業実施中 < 部分解除 >
( 17 )	熊 本	浦川流域	C d	荒尾市	16.0	-	S49.11.27 H 5.10. 5 H13. 5. 16	全部解除
( 18 )	秋 田	能 代	C d	能代市	43.6	-	S49.12.19 S54.12.26 S63. 2. 29	全部解除
( 19 )	秋 田	新城・床舞	C d	湯沢市 雄勝郡羽後町	140.4	-	S49.12.19 S50. 8. 27 S58. 3. 29	全部解除

### 3 農用地土壌汚染対策地域の概要

(平成15年度末現在)

番号 ( )書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚 染 物 質	所 在 地	指 定 面 積 (ha)		当初指定年月日	備 考
					全 体	未解除	当初対策計画承認年月日 最終解除年月日	
( 20 )	秋 田	鷹 巣	C d	北秋田郡鷹巣町	46.2	-	S49.12.19 S50. 8.27 S55.12. 9	全部解除
( 21 )	秋 田	東 福 寺	C d C u	雄勝郡稲川町	56.9	-	S49.12.19 S52. 3. 1 S57. 5.29	全部解除
( 22 )	山 形	吉野川流域	C d	南陽市	291.6	-	S50. 2.24 S52.12.24 H 3. 3.27	全部解除
( 23 )	石 川	梯川流域	C d C u	小松市	518.6	-	S50. 3.31 S52. 6. 8 H 4. 3.30	全部解除
( 24 )	岩 手	柴 沼	C d	花巻市	26.9	-	S50. 8. 8 S51. 6.18 S58. 9.22	全部解除
25	宮 崎	岩戸川流域 (東岸寺)	C d	西臼杵郡 高千穂町	53.3	53.3	S50. 9.16 S51.12.20	事業完了
26	富 山	神通川流域 (右岸)	C d	富山市 上新川郡 大沢野町	482.2	145.1	S50.10.17 S55.1.28(1) S58.12 .23(2) H4.1.23(3) < H15. 7.30 >	事業実施中 < 部分解除 >
( 27 )	島 根	宝 満 山	C d C u	八束郡八雲村 東出雲町	66.6	-	S50.12. 5 S52.12.24 H 5. 4.27	全部解除
( 28 )	岐 阜	本 巣	C d	本巣郡本巣町 糸貫町	212.4	-	S50.12. 5 S54. 4.19 H 4. 3.21	全部解除
29	島 根	笹ヶ谷鉱山 下流域	C d A s	鹿足郡津和野町 日原町	66.1	66.1	S51. 3.19 S52.12.24	事業完了
( 30 )	栃 木	小山、野木	C d	小山市 下都賀郡野木町	14.6	-	S51. 3.31 S54. 2. 8 S59. 3.28	全部解除
31	宮 城	二 迫 川	C d	栗原郡鷺沢町	24.7	0.8	S51. 9. 1 S55. 4. 9 < H 3. 1.21 >	事業完了 < 部分解除 >
( 32 )	宮 城	新堀出来川上流	C d	古川市	47.7	-	S51. 9. 1 S53. 6.30 H 3. 1.21	全部解除
( 33 )	兵 庫	有賀鉱山周辺	C u	宍粟郡波賀町	9.0	-	S52. 3.15 S53. 6.30 S56.10.15	全部解除
( 34 )	愛 知	岩 倉	C d	岩倉市	26.0	-	S52. 4.20 S53.10.16 S58. 9.19	全部解除
( 35 )	秋 田	増 田	C d	平鹿郡増田町	25.1	-	S52. 9.12 S52.12.24 S57. 5.29	全部解除
( 36 )	愛 知	犬 山	C d C u	犬山市	54.0	-	S53. 3.20 S58.12.23 H 4. 3.25	全部解除
( 37 )	秋 田	荻 袋	C d	平鹿郡増田町	18.1	-	S53. 8. 4 S54. 1.25 S59. 2. 2	全部解除
( 38 )	秋 田	東部醍醐	C d	平鹿郡平鹿町	72.9	-	S53. 8. 4 S54. 1.25 S61. 9.29	全部解除

### 3 農用地土壌汚染対策地域の概要

(平成15年度末現在)

番号 ( )書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚染 物質	所在地	指定面積 (ha)		当初指定年月日	備考
					全 体	未解除	当初対策計画承認年月日 最終解除年月日	
( 39 )	山形	上有無川流域	C d	東置賜郡高畠町	1.5	-	S53.12.22 S54. 4. 7 S58. 3.31	全部解除
40	宮崎	岩戸川流域 土呂久	A s	西臼杵郡 高千穂町	13.5	13.5	S54.12. 1 S55.10.13	事業完了
( 41 )	秋田	上 鍋 倉	C d	平鹿郡十文字町	54.2	-	S54.12. 4 S54.12.26 S63. 2.29	全部解除
( 42 )	島根	五 十 猛	A s	大田市	7.3	-	S54.12.25 S55. 4.19 H 2. 1.25	全部解除
( 43 )	島根	左 ケ 山	A s	益田市	27.3	-	S54.12.25 S56. 4.10 H 3. 2.26	全部解除
44	秋田	館 花	C d	平鹿郡増田町	78.3	1.6	S55. 8.22 S55.12.24 < H 6. 3. 1 >	事業完了 < 部分解除 >
( 45 )	北海道	銭 亀 沢	C u	函館市	5.6	-	S55. 9.27 S56. 8.31 S61. 4.23	全部解除
( 46 )	青森	宿野部川	C u A s	下北郡川内町	13.5	-	S56. 3.19 S57.11.29 H 2. 3.12	全部解除
( 47 )	茨城	上 稻 吉	C d	新治郡千代田村	10.6	-	S56. 5.29 S57. 6. 2 H元. 2.27	全部解除
( 48 )	秋田	第二上鍋倉	C d	平鹿郡平鹿町 十文字町	107.3	-	S56. 6.20 S56.10.23 H 5. 3.11	全部解除
49	秋田	八 木	C d	平鹿郡増田町 十文字町	145.8	2.9	S57.10. 7 S57.11.29 < H11. 3. 3 >	事業完了 < 部分解除 >
( 50 )	大分	長 谷 緒	C d A s	大野郡緒方町	27.7	-	S58. 3. 3 S61. 4.21 H 6. 3.31	全部解除
51	秋田	福島・北原	C d	平鹿郡増田町 十文字町、平鹿町	235.4	24.9	S58. 3.29 S59. 2.10 < H16. 3. 4 >	事業完了 < 部分解除 >
( 52 )	山形	間沢川流域	C d	西村山郡西川町	4.5	-	S58. 3.31 H 2. 7. 3 H 8. 3.13	全部解除
( 53 )	兵庫	上 岩 津	C d	朝来郡朝来町 生野町	13.2	-	S58. 5.19 S62.12.15 H 4. 9.11	全部解除
( 54 )	秋田	浅 舞	C d	平鹿郡平鹿町	49.4	-	S59. 2. 2 S59.11.29 H11. 3. 3	全部解除
( 55 )	茨城	高 原	C d	多賀郡十王町	20.1	-	S59. 7. 6 S60. 4.10 H 4. 3. 9	全部解除
( 56 )	秋田	亀 田	C d	平鹿郡増田町 平鹿町	136.5	-	S59.11.30 S60.10.21 H13. 3. 1	全部解除
( 57 )	山口	秋 谷	C u A s	美祢郡美東町	8.4	-	S60. 1.22 S60.10.21 H 5. 4. 9	全部解除

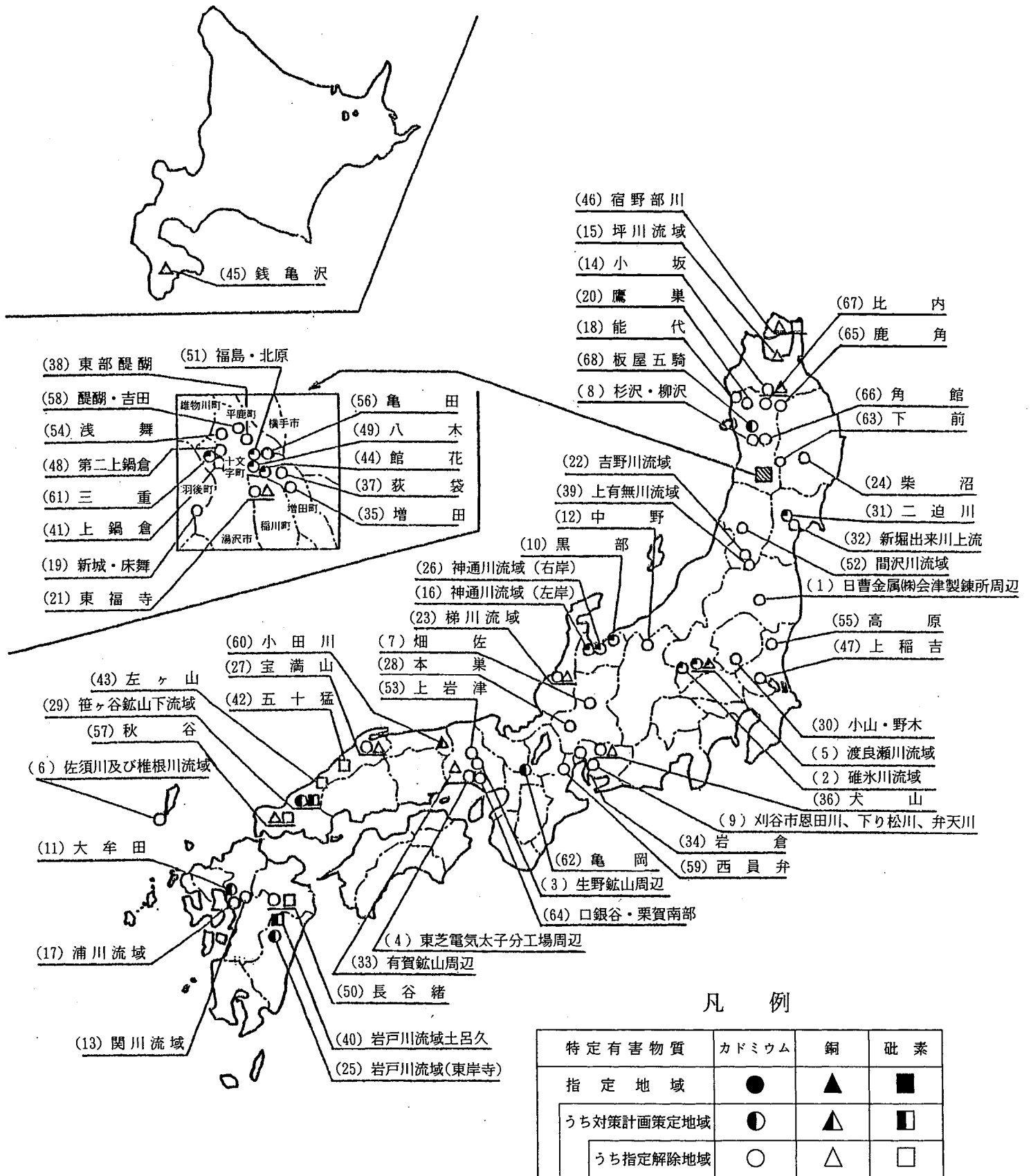
### 3 農用地土壌汚染対策地域の概要

(平成15年度末現在)

番 号 ( )書きは 全部解除	都道府 県 名	地 域 名	汚 染 物 質	所 在 地	指 定 面 積 (ha)		当 初 指 定 年 月 日	備 考
					全 体	未 解 除	当 初 対 策 計 画 承 認 年 月 日	
( 58 )	秋 田	醍醐・吉田	C d	平鹿郡平鹿町	214.5	-	S60. 9.17 S61.10.14 H14. 3.12	全部解除
( 59 )	三 重	西 員 弁	C d	員弁郡北勢町 大安町、藤原町	168.9	-	S60.12.20 S62. 9.24 H15. 3.28	全部解除
60	鳥 取	小 田 川	C u	岩美郡岩美町	53.4	53.4	S61. 2.14 S61. 9.12	事業完了
61	秋 田	三 重	C d	平鹿郡十文字町	24.6	0.5	S63. 2.29 H元. 3.30 < H12. 2.23 >	事業完了 < 部分解除 >
62	京 都	亀 岡	C d	亀岡市	44.2	44.2	S63. 4.25 H 2. 1.17	事業実施中
( 63 )	岩 手	下 前	C d	和賀郡湯田町	23.0	-	H元.11.27 H 3. 3.29 H10. 3.17	全部解除
( 64 )	兵 庫	口銀谷・ 粟賀南部	C d	朝来郡生野町 神崎郡神崎町	70.9	-	H 5. 3.12 H 5.11. 5 H13. 5. 2	全部解除
( 65 )	秋 田	鹿 角	C d	鹿角市	26.7	-	H 6. 3. 1 H 7. 3. 8 H16. 3. 4	全部解除
( 66 )	秋 田	角 館	C d	仙北郡角館町	3.3	-	H 7. 3.20 H 8. 4. 8 H13. 3. 1	全部解除
( 67 )	秋 田	比 内	C d	北秋田郡比内町	3.4	-	H10. 3. 3 H11. 4.26 H16. 3. 4	全部解除
68	秋 田	板屋五騎	C d	仙北郡協和町	8.5	8.5	H14. 3.12 H15. 7.25 -	事業実施中
合 計				指定面積累計 現指定面積 現指定地域数 指定解除面積 全解除地域数 部分解除地域数	6,276.0 ha 939.3 ha 17 地域 5,336.7 ha 51 地域 10 地域	対策計画承認地域数 及び合計面積 68 地域 6,189.6 ha		

「最終解除年月日」欄の< >書は部分解除の年月日です。  
神通川流域地域の対策計画は、左岸、右岸を1地域として1次地区96.4ha、2次地区450.5ha、  
3次地区953.7haを定めています。  
「汚染物質」の欄のうち、C dはカドミウム、C uは銅、A sは砒素です。

(参考) 農用地土壌汚染対策地域位置図



注)1. ◐◑などの下線は、複数の特定有害物質による汚染であることを示す。  
 2. ◐◑は、それぞれカドミウム、銅に係る指定地域の一部について指定解除された地域であることを示す。